## 控除証明書の発行について (国民年金保険料)

使用する、国民年金保険料の1年間の納付額を証明する書類です。 社会保険料 (国民年金保険料) 控除証明書は、年末調整や確定申告の際に

ることができます。 除の対象となります。 国民年金保険料は、 また、配偶者やご家族の保険料を納めた場合も申告す 納付した全額が所得税・市町村民税等の社会保険料控

を納付していただいた被保険者ご本人宛に送付いたしますのでご活用くださ ため、平成20年1月1日から平成20年12月31日までの間に、 類(本証明書又は領収証書)を添付することが義務付けられています。 年末調整等の申告書の提出の際には、 保険料を支払ったことを証明する書 国民年金保険料

郵成20年11月上旬に 送付された人

:

❸月30日までに納付された人 番風20年1月1日から

982年10月1日から

電成21年2月上旬に 送付される人

: ◎月31日までに納付された人

## ▼問い合わせ先= **3**0 5 7 0 控除証明書専用ダイヤル(平成21年3月13日まで) (070) 117 (平日午前9時~午後5時)

※一般電話・公衆電話から市内通話料金でご利用いただけます。

※1P電話及びPHSなど一部ご利用いただけない回線があります。

−P電話等の人は☎03 (6748) 8882へおかけください。

※電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

## 免除等の承認を受けた年度の保険料を平成20年度に追納する場合の額 全額免除 半額免除 平成10年度の月分 16,590円 平成11年度の月分 15,950円 15,320円 平成12年度の月分 14,740円 平成13年度の月分 平成14年度の月分 14,180円 7,090円 13,970円 平成15年度の月分 6,980円 平成16年度の月分 13,770円 6,880円

6,910円

6,930円

7,050円

13,810円

13,860円

14,100円

月末まで)であれば、 比べ、受け取る年金額が少なくなります。 納付すること ●保険料の免除や若年者納付猶予を受け っています。 ●このため、これらの期間は、10年以内 た期間は、保険料を全額納付したときに (例えば、平成20年4月分は平成30年4 (追納) ができるようにな あとから保険料を

除若しくは納付猶予を受けた期間の翌年 の保険料額に経過期間に応じた加算額が を追納する場合には、 度から起算して、3年度目以降に保険料 ●保険料を追納する場合は、 承認を受けた当時 保険料の免

上乗せされます。

平成17年度の月分

平成18年度の月分

平成19年度の月分

表のとおりとなります。 加算額を含めた具体的な追納額は、 なお、平成20年度中に追納する場合の

宇都宮西社会保険事務室又は上三川町役 場保険課まで、お問合せください。 納付書の発行は申し込みが必要ですので 保険料の追納には納付書が必要です。

●問い合わせ先=

36保険課 国保年金係

\$\frac{100}{100}\$\$\frac

**⑤宇都宮西社会保険事務室** 

**3**028 (622) 4222